

## V. 検討会の開催

### 1 検討会の概要

本業務では、有識者からなる「総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会」（以下、検討会という）が設置され、3回の会議を通じて、「山岳地域の保全・利用計画策定のためのガイドライン骨子」（案）について助言を求めた。

検討会の設置の背景、設置要綱及び検討委員は以下の通りである。また、「2 検討会の記録」に会議ごとの議事概要を取りまとめた。

## ■総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置の背景及び目的

平成 22 年 6 月に実施された環境省の行政事業レビューにおいて「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」は「廃止」との判定がなされたものの、見直し(4件)と廃止(4件)に意見が分かれ、「一旦廃止して、ゼロベースから見直す」との総括コメントが付された。

このため、環境省は、第三者による「山岳地域環境保全対策等検討会」を設け、山岳環境保全のあり方をゼロベースから見直し、新たな山岳環境保全対策として以下のとおり対応することとした。

- 「レビュー」の意見を実現するため、山域ごとに総合的な取り組みを推進する  
(入山規制・入山協力金・携帯トイレ等の導入)
- レビューで求められた規制・受益者負担の仕組みに移行  
(山小屋再整備に際しての浄化施設の義務づけと利用者負担の強化)
- し尿処理改善へのインセンティブの働かない未改良山小屋の早期改善のための、時限的・限定的助成を実施
  - ・ 国立公園・国定公園に限定（移行措置有）
  - ・ 公共的機能を果たす山小屋を対象を限定  
(公衆トイレの代替など国費の削減効果のあるもの)
  - ・ 第三者委員会による手続きの透明化
  - ・ 受益者負担の明確化
  - ・ 地域協議会を通じ助成等

この見直しを踏まえ、平成 23 年度特別要望枠において、入山者の規制等の総合的な環境対策について検討する「総合的山岳環境保全対策推進事業」と、民間山小屋のトイレ整備補助として「山岳環境保全対策支援事業」が認められたところ。

本検討会は「総合的山岳環境保全対策推進事業」の予算を用い、入山規制・入山協力金・携帯トイレの導入等をはじめ、山岳地域の利用のあり方を考える手順、山岳地域ごとの管理目標設定の手法等、総合的な環境保全対策について検討し、山岳地域におけるガイドラインとして取りまとめ、全国の国立公園の適正な管理に資することを目的とする。

## ■総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置要綱

### 総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置要綱

#### (目的)

第1条 国立・国定公園における新たな総合的山岳環境保全対策に係る検討を図るために必要な助言を得るため、有識者による「総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会」(以下、「検討会」とする。)を設置する。

#### (検討事項)

第2条 検討会は山域ごとに総合的な山岳環境保全対策を推進するためのガイドラインを取りまとめるため、次に掲げる事項を検討するものとする。

- ・ 入山のあり方(入山規制等)
  - ・ 費用負担のあり方(入山協力金等)
  - ・ 利用形態に応じた利用施設(山岳トイレ、登山道等)の整備水準及び管理水準の考え方
- (4) その他、山岳環境保全対策に必要な事項

#### (構成)

第3条 検討会は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

#### (運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。

4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。

5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

#### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託された財団法人国立公園協会が務める。

#### (その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

#### (附則)

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

■総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会検討委員

氏 名	所 属・役 職
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院・准教授
海津 ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科・准教授
神谷 有二	株式会社山と溪谷社・編集部長
神崎 忠男	社団法人日本山岳協会・会長
東條 泰大	財団法人自然環境研究センター・上席研究員
森 武昭	神奈川工科大学・副学長
山口 孝	北アルプス山小屋友交会・会長